

## 「大阪朝日」時代の長谷川如是閑〈序説〉

佐柄木 俊郎

### はじめに

「明治・大正・昭和三代を通じて日本のジャーナリズムの理想の鏡」<sup>1</sup>とも評される長谷川如是閑（長谷川萬次郎＝1875～1969）については、彼の母校にあたる中央大学（前身の東京法学校を卒業）が1985年に、創立百周年の記念事業として『長谷川如是閑一人・時代・思想と著作目録』を刊行したことが契機になり、その後活発な再認識や再評価の試みが行われた。刊行に協力した諸大学の研究者たちによるものをはじめとして、如是閑をめぐるさまざまな著作や論文が相当数発表され、外国人研究者による著作も生まれた<sup>2</sup>。岩波書店によって、『長谷川如是閑集』全8巻（1989～90年）『如是閑文藝選集』全4巻（1990～91年）『長谷川如是閑評論集』（文庫、1989年）が相次いで刊行されたのもこの時代であった。

ところで、こうした80年代半ば以降の動きの延長上、またはその波及的な活動と位置づけられるものであろうが、2000年前後から如是閑をめぐる研究が再び活発化する兆しがみられる。すなわち、思想家としての如是閑の全体像を解明しようとする試み<sup>3</sup>や、福沢諭吉と丸山真男をつなぐ存在として、非権力的リベラリズムの思想的系譜に位置づける著作<sup>4</sup>、転換期における知識人の役割という観点からの検証<sup>5</sup>などがそれである。日本社会の一部に兆している国家主義的な思想潮流への注目とも絡んで、大正から昭和へと軍靴の響きが高まるなかで、「国家」より「社会」を重視し、市井の人々の生活を重く見る姿勢を貫いた如是閑への関心が高まるのも故なしとしないであろう。

<sup>1</sup>『長谷川如是閑選集』第1巻（栗田出版会、1969年）の大内兵衛による解説。

<sup>2</sup> A・E・バーシェイ『南原繁と長谷川如是閑—国家と知識人 丸山真男の二人の師』（ミネルヴァ書房、1995年）。

<sup>3</sup> 板垣哲夫『長谷川如是閑の思想』（吉川弘文館、2000年）。

<sup>4</sup> 田中浩『日本リベラリズムの系譜』（朝日新聞社、2000年）。

<sup>5</sup> 古川江里子『大衆社会化と知識人—長谷川如是閑とその時代』（芙蓉書房出版、2004年）。

う。

筆者は朝日新聞社に在職中から、如是閑の事跡や著作に関心を持ち、特集記事<sup>6</sup>にまとめるなどしてきた。とりわけ、彼が「大阪朝日新聞社」に在職中の関係資料の収集につとめ、その一部はすでに公にしている<sup>7</sup>。如是閑といえば、大きな組織や団体に所属することを潔しとせず、終生孤高を貫いた言論人というイメージが強いが、本論はその自由な気ままさを好んだ如是閑が、『大阪朝日』という興隆期のメディア企業に身を置き、いわば組織に所属して活動した時代の十分には知られていない実像を浮き彫りにしようとするものである。ただし、本論は朝日新聞の東京、大阪両本社の社史編集センターなどに残されていたいくつかの資料を、すでに公開されている図書・資料や如是閑や関係者の著作のさまざまな記述と合わせ読むことにより、再構成を試みたものに過ぎない。紙数の関係もあり以下はその一端を紹介するとどまるが、とくに、当時の新聞紙面との照合などがまだほとんど手に着いていないことをお断りしておかねばならない。

## 1. 『大阪朝日』と如是閑

如是閑が「大阪朝日新聞社」（以下「大朝」とも表記）に在籍していたのは、明治41（1908）年2月から大正7（1918）年10月までの10年8か月である。如是閑の長い著述生活の中で、言論人として最も光彩をはなつたのは、後述する大朝の筆禍事件「白虹事件」で詰め腹を切らされて退社し、東京に戻って翌年、大朝時代の同僚でもあった大山郁夫<sup>8</sup>らと雑誌『我等』を創刊、のちに『批判』と改題して、昭和9（1934）年に終刊に追い込まれるまでのほぼ15年間だ。この時代、如是閑はこの雑誌の巻頭言のコラムなどを主舞台に、洒脱な筆で軍国主義や、固陋な国家主義を痛罵しつつ、代表作とされる「現代国家批判」「日本ファシズム批判」<sup>9</sup>「現代社会批判」<sup>10</sup>などをはじめ、膨大な論文や著作を立て続けに発表し、大正デモクラシーの先導者として知識人や若い学生たちに多大な影響力を与え続けたからである。大朝時代は、そ

<sup>6</sup>『朝日新聞』2004年3月13日付『b e』のことばの旅人「断而不行」。

<sup>7</sup>「如是閑が執筆した11本の社説—90年前のアンチ・ミリタリスト」『論座』2004年3月号、240頁。

<sup>8</sup> 社会・平和運動家で早稲田大学教授。戦前無産政党を結成、米に「亡命」し、戦後参議院議員。

<sup>9</sup> いずれも『長谷川如是閑集』（岩波書店、1989-90年）、第5巻所収。

<sup>10</sup> 前掲書、第3巻所収。

の『我等』時代の跳躍を育んだ、いわば如是閑思想の熟成・助走期間にあたるかといっている。年齢でいうと満32歳から42歳にかけてのことであるから、まさに働きざかりであった。

当時の『大阪朝日』は発行部数は20万部前後だが、社員数は明治末で450人を数え、『大阪毎日』などと並んで、すでに国内有数の商業紙の座を占めていた。進取の気性に富んだ創業者村山龍平は、姉妹紙『東京朝日』（以下「東朝」とも表記）も含めて外部からの積極的な人材導入に努め、とりわけ陸羯南<sup>11</sup>が創刊した自由国民主義を標榜する小さな硬派新聞『日本』の系統からは杉浦重剛、三宅雪嶺、志賀重昂、池辺三山、鳥居素川、丸山幹治らが時代を追って次々と入社した。如是閑は投稿時代を経て、明治36年に『日本』新聞の記者となり、その後系統の雑誌『日本及日本人』などで文筆活動のキャリアを積んでいたが、前年に入社した安藤正純<sup>12</sup>の紹介で、すでに編集幹部となっていた鳥居素川<sup>13</sup>の推薦を経て、『大阪朝日』に入社したのである。如是閑は「組織の大きいこと、経済の豊富なことなどは比べものにならなかったが、社員の（自由な）気風、社長と社員の関係などは非常に『日本』と似ていた」と書いている<sup>14</sup>。

入社後の担当や仕事ぶりについては『朝日新聞社史』<sup>15</sup>をはじめ、自他のさまざまな著作などでも概略は知られている。朝日新聞社内には、戦後の昭和23年4月と25年5月に、当時の社史編修室員が鎌倉在住の如是閑にインタビューして聞き書きした、それぞれ「長谷川如是閑氏談」と「長谷川如是閑氏大阪朝日入社当時の回顧談」（以下回顧談と表記）と題する記録が残っている。後者は相当に長文のものだが、それらによれば、最初は記事をまとめたり、見出しをつけたりする「整理課」に所属したが、実際の仕事はとくに決まった仕事のない「遊軍」で、「整理の仕事を手伝ったり外国新聞の翻訳や通信部の仕事（地方のニュースを扱う部署）もやり、やがて論説も担当した」と述べている。

ユニークな小説や評論なども書く著述家として、すでに『日本』新聞時代

<sup>11</sup> 本名実。明治中後期の新聞人で、藩閥政治の痛烈な批判者。

<sup>12</sup> 号は鉄腸、東朝に転じ編集部長。のちに代議士。

<sup>13</sup> 本名は赫雄（てるお）。明治30年以来21年間大朝記者を務め、舌鋒鋭い文筆は『人を怒らす名人芸』といわれた。

<sup>14</sup> 『『日本』新聞＝大阪朝日』『新聞及新聞記者』昭和9年7月号。

<sup>15</sup> 『朝日新聞社史』全4巻（朝日新聞社、1995年）。

以来かなりの実績があったためであろう。入社後2週間も経たない紙面で、「閑叟」の名を使った署名記事が登場している。前年『東京朝日』に入社した夏目漱石の新著「虞美人草」についての評論だった。その後も金沢や広島など地方に出張したルポを断続的に連載している。ただし、記事を書くのと違って、整理の仕事は苦手だったらしく「僕は下手で、見出しをつけても大抵直されてしまった」と述懐している。

翌明治42年には、長編小説「？」を紙面上で連載し、それを「額の男」と改題して出版した<sup>16</sup>。如是閑の最初の著書であり、これには漱石が「始めから仕舞迄オピニオンの交換を遣っている小説」などと批評する一文を『大阪朝日』に書いている。その翌年、明治43（1910）年2月には、ロンドンで開かれる日英博覧会取材のため、英国に特派された。敦賀発シベリア経由で、大朝のベルリン通信員でもあった文部省留学生佐々木惣一<sup>17</sup>の下宿に長逗留するなどのんびりした旅程で、ロンドン到着早々には、エドワード7世の急死で葬儀の報道に忙殺されたり、日英博では日本人受賞者の全員の名前を打電し、これが特ダネとなったりしたことなどが回顧談にある。大柄で悠然と構えている印象が強い如是閑が、機敏さ、迅速さが求められる報道活動に奮闘する姿は想像するだに微笑ましい。

もっとも、回顧談では、「電報（記事の数）が少ない」と、送り出した上司の鳥居にしばしば文句を言われ、11月の帰国後に「金を使い過ぎた」と経理担当幹部から非難を浴びたことも明かされている。費用対生産高の点でいうと、決して効率のいい新聞記者ではなかったようだ。とはいえ、帰路の道中記なども何度か連載したうえ、翌明治44年には旅行記「倫敦！倫敦？」<sup>18</sup>を78回にわたって連載し、人気を博している。

## 2. 「芦屋聖人」如是閑

如是閑は漱石より8歳年下だが、漱石の死後、満州からの帰途に来阪した漱石が、天下茶屋近くの如是閑の下宿を訪ねてきてくれたときの追憶を語る一文<sup>19</sup>で、漱石が「～カイ」と語尾にアクセントを置く東京言葉を話すのに感激したことを、「その頃私は大阪に来て年が経たないので、四囲の大阪言

<sup>16</sup>『如是閑文藝選集』第2巻所収。

<sup>17</sup>のち京大教授（憲法学）、滝川事件で辞職。

<sup>18</sup>『長谷川如是閑集』第2巻および岩波文庫所収。

<sup>19</sup>「初めて逢った漱石君」『長谷川如是閑集』第1巻所収。

葉に対して反感、というよりは、寧ろ遣る瀬無いやうな味気なさを感じて、こういう言葉の中に生活したら、男子に必要な精神作用は、表現の途を失って、宝の持ち腐れの的に腐れてしまひはしないかと不安に堪えなかった頃だから」と記している。深川の材木商の次男に生まれ、のちに父親が今も残る遊興施設「花屋敷」をつくって経営に乗り出したこともあって、幼いころ浅草で育ちもした生粋の江戸っ子である如是閑にとって、齒切れのいい漱石の東京弁がよほど懐かしかったのであろう。

その江戸っ子如是閑の関西暮らしは、社内資料『大阪朝日新聞編年史』の各年度版などに記述された関係者の証言や、自身や関係者の著作で伺い知る限り、インテリ・ヤクザといった気風が抜けない当時の新聞記者連中の間では、相当に変わったものであったようだ。もともと酒もタバコもやらず、月給のかなりの部分が洋書など本の購入に充てられていたようで、「大阪朝日」入社を仲介した前述の安藤正純は、「朝日入社後、数年間の読書量は恐ろしいものだった。それが大朝の紙面に反映して、関西の文壇を唸らせた」と書いている<sup>20</sup>。また、職場で机を並べていたというある同僚は、「(自分は)昼の弁当に、火鉢で餅を焼いてたべたものだが、長谷川君はパンを食べ、板チョコを削って、沸かして飲んでいた」という<sup>21</sup>。

子供のときから虚弱体質で、青年期には肋膜炎から結核を病んで、医者からは「30歳まで生きればもうけもの」といわれたこともあっただけに、食事や運動などの健康管理には人一倍気を遣っていた。村山龍平と並ぶ創業者上野理一の子息で、後に社主になる上野精一も「山野を跋渉して鍛錬に努めておられ、昨今はやりの万歩計なども、日英博の土産に買って帰って愛用していた」「薬箱を持ち歩くなど気をつけておられた」と、その徹底ぶりを証言している。

オフの趣味といえは、その健康管理の必要上から体調のいいときに懸命に取り組んだ弓道や乗馬、登山などの運動だ。弓道は、書物で学んだ自己流だったが、相当な腕前にまで上達したようで、自著にも、梅田駅近くにあった社の運動場に弓場をつくらせて社員たちにも弓の稽古をさせたとか、社員の求めで西宮駅付近に道場をつくり、有名な範士を呼んで開場式をやったが、その範士に「あなたの弓はなかなかいい」とほめられた、などと書いている<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> 『安藤正純遺稿』（安藤正純先生遺徳顕彰会、1957年）

<sup>21</sup> 社内資料『朝日人回想録（一）』中の金崎賢談。

明治44年春ごろからは芦屋の山の手にある一軒屋に住み、付近の山野で馬に乗ったという。また、登山も本格的な趣味で、この年7月には、信州から飛騨、北陸へと踏破する登山旅行を試み、「山又山」と題する紀行を連載<sup>23</sup>。大正4（1915）年には、『日本』時代の同僚でもある俳人河東碧梧桐、天文学者一戸直蔵とともに、日本アルプスを縦走し、これも紙面に連載している。しかし、こうした努力にもかかわらず、時に体調を崩し、しばらく仕事を休んで、伊豆などで療養に励んだこともあった。

94歳近くまで生きた如是閑は、生涯独身を通したが、そのことも「長寿は難しいだろう」と自覚していたことが深く関係しているようだ。戦後、雑誌の対談で「結核の友人は結婚してみんな死んだ。自分は生命を守るために独身を通したのだ」などと語っている<sup>24</sup>。評論家大宅壮一は、如是閑が「結婚はおろか、恋愛をしたという相手も事実もない」のに、「著作にみる性の知識には驚くべきものがある」として、彼の男女関係を「誰も解くことができなかった謎」と書いている<sup>25</sup>。大朝時代は、普通の人間なら最も生気みなぎる年代であるはずだが、天下茶屋に住んだ時代に炊事の賄い婦を雇い、芦屋では義妹が面倒を見た一時期があったくらいで、公私にわたって女性の影はまことに薄い。酒色を漁らず、謹直清廉、家には万卷の書といった暮らしぶりから、社内や友人たちの間ではいつとはなしに「芦屋聖人」と呼ばれていたという<sup>26</sup>。

### 3. 論説記者から管理職へ

如是閑は明治42年8月に「軍艦と飛行器」と題して戦争における航空機時代の到来をテーマにした社説を書いたことが知られているか<sup>27</sup>、やがて明治45年ごろになると、そうした社説や論説、コラムを執筆する論説記者の仕事が中心になり、とりわけ、「天声人語」を日々執筆した。各種資料の中には、大阪の検事局を批判したものが検事局で問題になったとか、明治天皇の葬儀での宮内庁の閉鎖的な姿勢を批判したとか、如是閑の執筆になる天声人語を

<sup>22</sup> 「私の履歴書」（日本経済新聞連載、1962年）

<sup>23</sup> いずれも如是閑文藝選集、第4巻所収。

<sup>24</sup> 「女を避けて八十歳」『文藝春秋』昭和31年11月号、268頁

<sup>25</sup> 『仮面と素顔—日本を動かす人々』（東西文明社、1952年）

<sup>26</sup> 「長谷川如是閑一人の時代思想と著作目録」（中央大学、1985年）45頁。

<sup>27</sup> 『大阪朝日新聞』明治42年8月26日付。

めぐる記述が散見される。当時の編集室風景を表す一文<sup>28</sup>のなかに「長谷川如是閑君がカイゼル髭をピンとひねって『天声人語』を書いていた」とあり、後輩記者の一人は、如是閑の死を悼む社内報のなかで、「『またしても寺内だが』とビリケン内閣（寺内正毅軍閥内閣のこと）攻撃ものをよく書いていた」などと記している<sup>29</sup>。

ただし、社説にせよコラムにせよ、もともとは論説記者が持ち回りで書くことが多いえ、紙面上は無署名であり、筆者を固定した場合でも、事情があると臨機にだれかが代筆で書くといったことがしばしばある。だから、個々の記事については、筆致などから如是閑の執筆によるものだろうと推定はできても、確定的に判定することはなかなか難しい。筆者は、大正3（1914）年の第一次世界大戦勃発直後の一時期については、たまたま社説の筆署名を記した資料が社内に残されていたため、それをもとに如是閑の執筆が確認できた11本の社説を、前述のとおり紹介した。これら社説は、民主国家の英仏対ジンゴイズム（偏狭な愛国主義）のドイツという図式を示した上で、明確に英仏側に立ち、日本の「限定的参戦」に支持を表明したものである。ともあれ、論説記者の仕事は毎日積み重なっていくものだから、在社中の記事の全体量は相当な分量にのぼるはずで、如是閑についても、そうした無署名記事の特定と分析が今後の研究の重要な課題であろう。

この時代、明治末期以降大正前半の『大阪朝日』には、漢学者で伝統的な気風を重んじる西村天因<sup>30</sup>を中心とする一派と、前述の鳥居素川を中心とする自由主義的な人脈との確執があり、編集幹部や論説記者がこの二派に分かれて人事や紙面の主張をめぐり鋭く対立していた。前者は国権に重きを置く重厚な主張を尊ぶのに対し、日露戦争後の新しい時代の潮流ともなっていた後者は、不正や強権に対して戦闘的で、いわば保守と進歩の対立の様相を呈していた。『日本』人脈の社員はほぼ鳥居派に属し、如是閑は中でもその有力メンバーであった。この対立は、桂太郎内閣や山本権兵衛内閣など時の政権に対する姿勢の違いにも現れ、社説やコラムなど、紙面の上でもバラバラの印象を与えるに至っていたという。

このころ、東京、大阪の両朝日を経営する「朝日新聞合資会社」は、村山、

<sup>28</sup> 『村山龍平伝』（朝日新聞社、1953年）、486頁。

<sup>29</sup> 朝倉斯道「『天人』も書く社会部長」『朝日人』昭和44年12月号、75頁。

<sup>30</sup> 本名時彦。漢学の素養豊かな名文家。明治23年に大朝入社。

上野の二人が一年交代で社長を務めていた。村山は如是閑がいう「貴族的リベラリスト」で、鳥居派の時代感覚を重用したのに対し、営業面を押さえる上野は、編集面は基本的に村山に任せるという姿勢を保ちつつも、どちらかといえば西村派とみられており、そのことが事態を余計に複雑化させていた。大正3年（1914）2月には、『東京朝日』の有力幹部が、村山、上野に「大阪社内のすこぶる不調和な点」を告発する手紙を送り、如是閑が中心筆者だったとみられる「天声人語」と、別の「一筆啓上」というコラムで意見がいつも対立している、などと指摘して善処を求めたという。

以下『朝日新聞社史』などによると、このため、村山、上野は大朝の幹部社員を集めて、社論の統一について自由討論をしたうえで、いわば現在の論説主幹にあたる「論文主任」を投票で選ぶことにした。その会議が開かれたのは同年の2月27日で、両社主のほか、西村、鳥居、本田精一、土屋元作、如是閑、岡野養之助、花田大五郎ら論説担当の記者（「論文記者」と呼ばれていた）13人が出席。まず①論文主任は記者たちの互選で決める②主任は毎日論文記者会を開いて意見を聞き、社論を決める③主任は社説だけでなく紙面全体の統一をはかる、などの「論文規定」を定めたいと、論文主任を決める投票を行った。

筆者はその投票結果を投票者たちに知らせる3月4日付の総務局名の通知文書を確認したが、それによると、結果は13票のうち、西村が7票、鳥居が4票、土屋が1票、無効が1票だった。この会議の結果を受けて、3月27日に再び会議が開かれたが、その席上、投票結果に対し如是閑が、「西村氏には人格高潔の士として敬意を払うが、今日の時代の新聞記者としては資格に欠ける。自分は断じて不公正な投票に服することはできない」という趣旨の激烈な異義を唱えた。このため、西村は論文主任の辞退を申し出、それをめぐって「オレも辞める」などと議論が紛糾して収拾がつかなくなった。そこで村山は「投票の無効」を宣言、当座の打開策として社長本人が論文主任をやると宣言したのである。

論説主幹にあたるポストを論説委員の投票で決めるといったことがいまから90年も前の時代に行われたのには驚くよりないが、村山の本音は、如是閑の発言同様、西村の時代感覚ではもう新時代の読者を惹きつけられまいというところがあり、民主的な体裁をとりつつ鳥居新体制をつくろうと企図したのが発端だったようだ。結局、その工作には失敗したのだが、村山は4月1

日付で西村、鳥居をはじめ、それまでの課長以上の幹部全員を編集顧問格に棚上げし、若手を課長心得に抜擢、如是閑も事実上の「社会部長」にあたる「社会課長心得」に就任した。そして、しばらく冷却期間をおいたこの年の12月、改めて鳥居を編集部長に就かせ、如是閑も心得がとれて晴れて社会課長を命じられた。「白虹事件」で挫折するまでの、戦闘的な大朝「鳥居時代」が始まるのである。

### 3. 「甲子園大会」を推進した如是閑

かくて如是閑は管理職となった。とはいっても、天声人語や社説も書く論説委員兼「社会課長」であった。社内報に思い出話を書いた前述の部下（注29参照）は、如是閑がいつも自席で締め切り間際にペンで走り書きしており、給仕が一枚一枚工場に運んでいたことや、部下たちの間では、判子をもらうのは何か書いている時がいい、盲判を押してもらえるからといわれていた、などと記している。この人物によると、「京大生活裏表」というかなり羽目をはずした連載記事を書いたら、大いに励まされ、当時の月給が30円のこの記者に50円をくれたという。当時の如是閑の本給は110円だったという資料もあるから、ポケットマネーから出したとは考えにくい。おそらく一定額の取材費などが自由に使えたのであろう。

課長であれば部下の人事や昇給など、天下国家とは関係のない下世話な事務もこなさなければならない。朝日新聞大阪本社の古い資料のなかに、たまたま如是閑直筆の昇給申立書が数枚残されている。毛筆で書いた大正4年6月9日付の総務局あて文書では、ある部下について「外訪（取材のこと）材料提供等各方面に功績顕著なるものと認め候」として、60円の月給を5円増給するよう、また同じ日付の別文書では演劇担当の部下について、「各方面に活動しすこぶる有望」などとして、35円の月給を5円増給するよう求めている。戦後よく知られるようになった如是閑の生活ぶりや性格からすると、他人の面倒見やこうした事務的な仕事は、決して得意であったとは思われないが、資料や部下の証言で見ると、まずまず無難にこなしていたことが伺われる。

社会課長としての如是閑は、社会面の大刷新にも取り組んだ。新聞史でいえば、この時代はちょうど、日本の商業新聞が美文調の読み物中心のつくりからニュースの報道に力点をおくジャーナリズムへと脱皮を始めた時代にあ

たるが、その先端を走る『大阪朝日』の幹部として、如是閑が担った役割は相当に大きなものがあつた。『朝日新聞70年小史』(1949年)は「(如是閑は)鋭意社会面の記事材料を厳選して、現実味のあるニュースを載せる事に努めた」と書いている。また本人も回顧談で「社会面はあくまで澁刺たる社会的感覚でつくらねばいかぬ。見出しも今までのやり方は古臭い。印象的に、アメリカ新聞式にやってくれ」と方針を示したと語り、俳優の写真を大きく載せるような従来の紙面を排除したと説明している。「探訪」が取材した話を社内の書き手がまとめたり、書き直していたそれまでのやり方を改め、取材した記者が自分で書く方式を大幅に導入したともいう。そのために、古手の探訪記者を追放し、筆力のある大学出の記者を次々に採用するようになったのもこの時代だった。

回顧談によると、このころから、社内では毎週一回「総編集会議」が開かれ、村山、上野の前で記者たちの盛んな議論が行われるようになった。「デモクラチックなやり方で、新聞の社会的な性格を正しくすることに確かに役立った」と述懐。また、「部会をしばしば開き、大いに同僚同士のディスカッションをやってもらった」とも語っており、社内における紙面づくりの近代化、民主化がこの時代に大きく前進したことが見てとれる。

社会課長としての如是閑の仕事で特筆すべきは、高校球児たちの夢の舞台となっている現在の甲子園の高校野球大会(全国高等学校野球選手権大会)の創設に大きな役割を果たしたことである。明治の初めに日本に伝わった野球は、そのころ各地の中等学校でも盛んになり始めていたが、大正4(1915)年の春、大きな大会を開く手はないか、と考えた京都二中OBの2人の野球青年のアイデアが、運動担当の社会課員を通じて如是閑に持ち込まれた。如是閑は村山、上野両社主に販売課長小西勝一を交えた協議の場で「朝日新聞も運動競技の奨励育成のために努力すべきだ」と力説して大会の開催を進言、30分間の話し合いで開催が決まったという。

第1回の大会は、その年の8月に豊中グラウンドで開催され、如是閑はその日の朝刊に「国民の体力増進のためにも青少年に野球を奨励したい」という趣旨の社説を書くなど、さまざまな形で大会にかかわった。こうした経緯は五十嵐智友著『歴史の瞬間とジャーナリストたち』(朝日新聞社、1999年)に詳しいが、面白いのはこの大会で、参加選手や勝利チームなどのさまざまな賞品、記念品が贈られたのに対し、如是閑が終了後「賞品の過多はアマチュ

アリズムの破壊の第一歩である」と反対したため、第2回大会からは賞品や副賞は一切出さないことにしたという。

このほか、『大阪朝日』は、時代の最先端技術としての飛行機に着目し、このころ、宣伝のために内外の飛行家を次々と招いて飛行ショーを開いたが、新し物好きの如是閑は、これらのイベント開催にも積極的に関与したことが、さまざまな資料に記録されている。しばしば引用している回顧談でも「僕は社会部長としては適任者ではないと思っていたが、スポーツと飛行機の方は大いにやった」と述べ、大正2年以降のいくつかの航空イベントは、自分と前述の小西で推進したものだ、と詳述している。

#### 4. 「白虹事件」で一斉退陣

大正時代は、商業資本層や知識人層の拡大とともに言論界が活発化し、自由や権利の拡大を求める大衆運動が盛り上がった時代である。いわゆる「大正デモクラシー」であるが、とりわけ明治以来の旧弊である薩長閥の元老政治に対する新興市民層の不満は強く、言論の府である国会の機能強化を求める「憲政擁護」運動の高まりは、しばしば街頭行動に発展して、時に警官隊との衝突や政府系新聞社への攻撃といった騒乱状態を招いた。

『大阪朝日』は、大正時代の幕開けとともにこの憲政擁護や閥族打破、普通選挙の実施、軍備縮小などの主張を掲げて、これらの大衆運動をリードし、しばしば発売禁止処分を受けた。その先頭にたったのが鳥居素川と如是閑らで、とくに、前述の経緯を経て大正3年末に「鳥居体制」が確立された以降は、その主張が紙面全体に貫徹されるようになった。京都帝大教授だった佐々木惣一、河上肇が社友に就任し、それぞれ「立憲非立憲」「貧乏物語」を連載したのもこの時代である。現在の社屋が建つ中之島の地に4階建ての新社屋が完成した直後の大正5年12月には機構改革が行われ、編集局制が発足して各課は部に昇格した。編集部長鳥居が編集局長に就任、整理部長原田棟一郎、外報部長稲原勝治、経済部長高原操、社会部長長谷川如是閑はそれぞれ課長からの横滑りだが、通信部長丸山幹治<sup>31</sup>、調査部長花田大五郎<sup>32</sup>と新任課長も鳥居派で固められ、鳥居体制はさらに強固なものとなった。

大正5年10月、第二次大隈重信内閣の退陣を受けて、朝鮮総督で元帥に昇

<sup>31</sup> 号は侃堂。ニューヨーク特派員も。毎日新聞に移り『余禄』担当。真男の父。

<sup>32</sup> 号は比呂思。教育者、歌人。戦後大分大学長などを務めた。

進したばかりの陸軍閣寺内正毅<sup>33</sup>が元老会議で首班に指名され、大朝を始めとする言論界との対立が激化した。とりわけ大朝の社説やコラムは、内相後藤新平の激しい選挙干渉や、西原借款問題<sup>34</sup>をはじめとする中国政策、さらにはシベリア出兵問題<sup>35</sup>などをめぐって、激しい反対や批判の論陣を掲げ、これに対して政府も「安寧秩序の紊乱」だとして、新聞紙法による発売禁止措置の連発など、言論取り締まりの強化で応じた。そうした対立の頂点で起きたのが、日本の言論弾圧史上でもひととき特異なできごととされる「白虹事件」だった。

大正7年の7月以降、米価の騰貴に怒った民衆が米穀商などを襲撃するなどしたいわゆる「米騒動」は、富山県下に始まり、京都、大阪、神戸、名古屋など都市部に広がって東京に波及。政府は米騒動に関する一切の論評を禁ずるという措置に出た。こうした情勢下で8月25日、関西の新聞社通信社86社が寺内内閣弾劾の大会を開く。大朝は、この大会の様子を報じた記事を同日の夕刊に掲載したのだが、この文中にあった「白虹日を貫けり」の一句が、「史記」などで「国に内乱が起こる兆し」という意味で使われていたことから、「国民に不安、動揺を与える」として、発売禁止にとどまらず大阪府警に新聞紙法違反で告発され、大朝は存亡の危機に立たされたのである。

その背景事情として、『朝日新聞社史』は寺内にとって大朝が「一大敵国」となっており、内相後藤新平が大阪府知事に命じて監視の目を光らせていたことや、右翼団体に雑誌『新時代』を発行させ「人道の公敵危険思想の権化大阪朝日」「国賊大阪朝日を葬れ」といった朝日攻撃を繰り返していたことを記している。如是閑の回顧談によると、この雑誌には社内の内紛や、鳥居派について「あることないことを書き立てられた」そうだ。社内にも情報提供者がいたのであろう。

夕刊にこの記事が出稿されたとき、如是閑は来客の応接中だった。社会部副長の後醍醐正六が「危ない」と途中で輪転機をとめさせたが、間に合わず一部が市中に出回ってしまったという。筆者の社会部員と、名義上の発行人の二人が起訴され、如是閑も長時間の取調べを受けたが、「鳥居と僕とは最初から退社を条件として見逃す方針だったとかで、その手心で尋問されて

<sup>33</sup> 長州閥の陸軍軍人。陸相のまま韓国統監を兼任、韓国を併合し武断政策を実施。

<sup>34</sup> 寺内首相の私設公使によって段祺瑞軍閥政権に行われた資金援助。

<sup>35</sup> ロシア革命後の日米英などによる軍事干渉目的の出兵。

いることが感じられた」と回顧談で述べている。

公判が始まるなかで、右翼の攻撃が激化し、村山が暴漢に襲われる事件も発生。判決で発行そのものの禁止が命じられることも予想されたため、大朝は10月になって村山が社長を辞任して早めに上野と交代、鳥居と如是閑も責任をとる形で退社することを発表した。これを受けて、丸山、花田、大山、稲原らも相次いで依願退職し、佐々木、河上らの京大教授連も社を去った。寺内批判、シベリア出兵反対などで論陣を張ったりベラルな面々がそろっていなくなり、大正初期の言論界で先鋭的なポジションを占め続けた大朝の「鳥居時代」は一気に終焉を余儀なくされたのである。

総務局長という肩書きのまま、京大で中国文学を講義していた西村天因が事実上の大朝編集局長として返り咲く。西村は判決を3日後にひかえた12月1日付で「近年の言論頗る穩健を欠くものありしを自覚し、また偏頗の傾向ありしを自知せり」と全面屈服した形の長文の「本領宣明」を大朝紙面に掲載する。そのおかげもあってか、判決では2人の被告は有罪となったものの、新聞発行は禁止されず、朝日新聞はともかくも生き延びた。

しかし、事件の余波は『東京朝日』にも及び、鳥居とともにシベリア出兵反対の論陣を張った初代編集局長松山忠二郎が社内の対立から辞任に追い込まれた。さらに何人も幹部記者が後を追って対社し、その退社組が雑誌で「東西朝日新聞の墮落降伏史」といった論文を発表するなど、ごたごたは尾を引いた。「精気と活力にあふれていた戦闘的な紙面は一時、低調になった。退陣した編集幹部、とりわけ論説担当者の見識と筆力が多くの読者の共感を呼び、敬愛の念をもって見守られていたのは、まぎれもない事実で、そうした読者の一部が大朝からはなれたことも否めなかった」と社史は書くが、いかにも控えめに過ぎる表現であろう。しかし、時代の思潮から取り残された形の西村らの紙面感覚が多くの読者から歓迎されるはずもなく、翌年には事件後も残留した経済部長の高原が臨時編集局長となり、大朝の論調もやがて、東朝と連携して普選運動と軍縮問題で強力な論陣を張るなど、徐々に精彩を取り戻していくのである。

## おわりに

大朝を去った如是閑は、大山郁夫、丸山幹治らと『我等』を創刊、冒頭に記したように言論人としての活動の最盛期を迎える。その創刊号の巻頭論文

「『大阪朝日』から『我等』へ」で、如是閑は大朝の「変身」を痛烈に批判しつつ、「『大阪朝日』によって我等の鼓吹した主義主張を、この小さい機関で続けて行こうとするのである」と高らかに宣言する<sup>36</sup>。冒頭引用の大内（注1参照）「彼の一生が、その理想が、その理想に対する苦闘が、その苦闘に対する運命が語られている」と評した、国家とジャーナリズムの関係などを説いた格調高い一文であるが、これについて論じるのはまた別の機会としたい。

如是閑に関する先行諸研究では、『大阪朝日』時代が最も手薄なものとなっている。それは既述のように、紀行文や一部評論などを除いてほとんどの著作が無署名の論説やコラムであって、如是閑の言説の全体像をカバーすることが困難だからであろう。と同時に、彼が身を置いた大朝という組織が、当時としてもそれなりの規模をもった集団であって、記録に残されているのはその成員の活動が有機的に関連しあった総体としての表れであることが多いため、有力幹部の一人であった如是閑にしても、その実際の働きがしかとみきわめにくいことがある。

最新の研究の一つでもある古川（注5参照）は、大朝が如是閑らを招聘したことについて、「経営的意図から『日本』記者を招聘したのであり、彼らにとっての生命というべき主義は『大朝』にとっては二の次を持つに過ぎなかった」と書き、如是閑の思想形成を考察するなかで、この時代を「組織の制約から仕事をしていたのが明らかである」と切り捨ててしまっている。しかしこうした論考を試みるのに際し、10年を超えて活動した壮年の一時期をそっくり除外してしまうのはいささか乱暴というべきであろう。これに対し、田中（注4参照）は「ここでの記者生活の経験と知的訓練を抜きにしては、のちの思想家如是閑の目覚しい活躍を考えることは、とうていできないであろう」と書いているが、こちらの認識のほうが常識に合致するのではあるまいか。現に、如是閑思想を象徴する著作のひとつとされる『搦手から』<sup>37</sup>は、如是閑が社会課長に就任した時期に出版されているのである。

いずれにせよ、朝日新聞社内に残る資料自体の分析もまだ不十分であるし、本人の著作・記録や、関係者の著述・証言などから、この時代の如是閑の実像を掘り起こしていく作業はまだまだ可能だと思われる。本論を〈序説〉としたのは、その意味からであることを付記しておきたい。

<sup>36</sup>『長谷川如是閑集』第6巻所収。

<sup>37</sup>当初の出版は1915年3月至誠堂書店から。

# 米国の放送メディアをめぐる所有規制の推移

－放送メディアの発展と規制緩和の論理－

上原 伸元

## はじめに

米国において、メディア所有規制をめぐる問題が揺れている。2003年6月に連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）が採択した新メディア所有規制が、2004年6月の連邦控訴裁判所の判決により、見直しを求められることになったのである。所有規制は、大枠で見た場合には、制度を規定する構造規制（structure regulation）に含まれるが、放送メディア市場において、メディア所有規制は、言論の多様性と産業振興のバランスを規定する重要な枠組みの一つといえよう。

## 1. 米国の放送制度の概観

米国の放送制度を議論する上で、有効な概念の一つとして頻繁に引用されるのが、Permissivismである。Permissivismは、国家主導のメディア・システムを規定した権威主義的モデルであるAuthoritarianismや、国民文化（言語、宗教、社会規範等）の保護と振興を目指し、公共放送を中心に据えた家父長的な温情主義的モデルであるPaternalismに対し、自由な経済活動によって言論の多様性の実現を目指す放任主義的モデルである<sup>1</sup>。

Permissivismの概念は、自由競争の促進によって、高品質かつ多様なコンテンツの提供といった放送メディアの多様性の実現を目指す。米国の放送メディア市場は、商業放送を中心に展開しており、放送事業者の事業活動を規制するFCCの規制制度も、政府と事業者の緊張関係の中で成立している。

現在、米国における放送分野の基本法令は、「1934年通信法（Communications Act of 1934）」と、同法の大幅改正部分を指す「1996年電気通信法

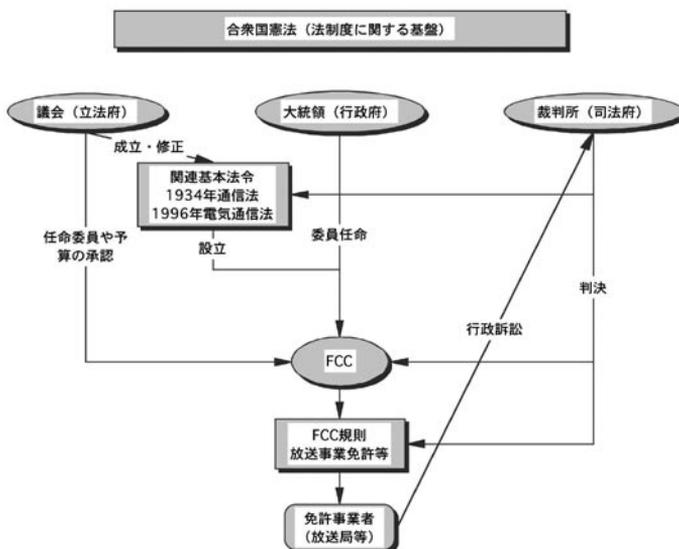
---

<sup>1</sup> Head, Sydney W., Sterling, Christopher H., Schofield, Lemuel B., Spann, Thomas and McGregor, Michael A. (1998) *Broadcasting in America*, Houghton Mifflin Company, pp. 396-397.

上原 伸元

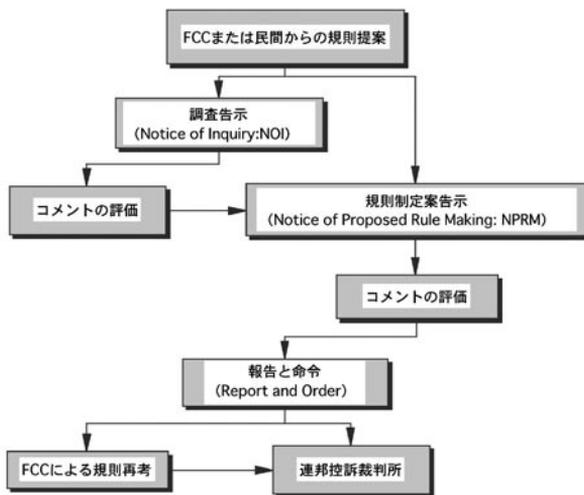
「(Telecommunications Act of 1996)」によって構成されている。さらに具体的な事業活動を規定するFCC規則 (FCC Rule & Regulation) に関しては、FCC主導の下、「調査告示 (Notice of Inquiry: NOI)」とそれに対するパブリック・コメント (Public Comment)、さらにそれを踏まえた上での「規則制定案告示 (Notice of Proposed Rule Making: NPRM)」とそれに対するパブリック・コメントを経て、「報告と命令 (Report and Order)」によって制定される。しかし、このような過程を経て採択された規則も、連邦裁判所の判決により、覆されることも少なくない。2003年6月にFCCが採択した新メディア所有規制も、連邦裁判所の判決によって再考が求められることになったのである。

#### 米国における放送メディアをめぐる法制度の概要



出典：Head, Sydney W., Sterling, Christopher H., Schofield, Lemuel B., Spann, Thomas & McGregor, Michael A. (1998). *Broadcasting in America*. Boston: Houghton Mifflin Company, p.331.

### FCC規則の制定過程



出典：Head, Sydney W., Sterling, Christopher H., Schofield, Lemuel B., Spann, Thomas & McGregor, Michael A. (1998). *Broadcasting in America*. Boston: Houghton Mifflin Company, p.337.

## 2. 所有規制の沿革

1920年にペンシルバニア州ピッツバーグで、ウェスティングハウス（Westing House）が設立したKDKAが定時放送を開始して以来、米国ではラジオ放送が普及していったが、放送局をめぐる所有規制が制定されたのは、1940年代に入ってからである。

### (1) 所有規制の制定

無線通信の政府管理の必要性から誕生したFCCだが、1930年代に入るまで、FCCは放送局の複数所有規制（Multiple Ownership）に関してそれほど関心を示さなかった。放送局に関する初の所有規制が制定されたのは1940年であり、商業FM局の複数所有を6局に規制することになった<sup>2</sup>。同年、FCCはテレビ局に対しても同様の規制を制定しており、テレビ局の複数所有

<sup>2</sup> Ginsburg, Douglas H., Botein Michael H. and Director, Mark D. (1991), *Regulation of the Electronic Mass Media*, West Publishing Co., p.181.

上原 伸元

は3局までとなったが、その後のNBC (National Broadcasting Co.) の請願の結果、1944年にテレビ局の複数所有は5局までに変更されている<sup>3</sup>。2年後の1946年、FCCはCBSの8局目のAMラジオ局の新規申請を拒否したことで、7局が事実上のAM局に関する複数所有の上限となったが、AM局の規制に関しては、所有局数のみならず、送信出力も配慮されることとなった。

## (2) 7-7-5局所有規制

1948年にFCCはAM局の複数所有規制 (AM局は7局、FM局は6局、テレビ局は5局) を正式に提案したが、最終的にAM局は7局まで、FM局は6局から7局へ、テレビ局は5局まで所有を認めることが正式に確定し、1953年に新たな所有規制が制定された。

新規則の制定に際し、FCCは、AM局については7局を所有する事業者が存在する現実をそのまま承認し、FM局については市場の成長性とAM局とのバランスに考慮して、所有規制を6局から7局に緩和する決定を行っている。テレビ局については、所有規制に関する従来の問題を検討した上で、現状維持に落ち着くことになった。ただし、1954年9月に、UHF局についてはVHFの半分として算定することを認めたため、UHFを含めた場合は、テレビ局は7局の所有が可能となった。

### 【所有規制の推移】

- 1940年 初の複数所有規制を制定 (FM局は6局、テレビ局は3局)。
- 1944年 テレビ局の所有規制を3局から5局へ
- 1948年8月 放送局の集中化を避けるために、FCCはテレビ局の所有規制を5局で維持、AM局を7局に、FM局は6局から7局に緩和した (当時、集中独占が問題となったのがCBSとParamountである)。
- 1953年11月 新たな所有規制が発効 (テレビ局は5局、AM局は7局、FM局は7局)。
- 1954年9月 UHFの発展を考慮し、FCCは所有テレビ局の2局がUHFなら、7局を所有することを承認。
- 1970年6月 FCCは、ローカル放送局とケーブルテレビ局の相互所有規制を

<sup>3</sup> 根岸哲 (1980) 「アメリカにおける放送の集中化とその規制」『放送学研究』32号、118頁。

制定。

米国の放送メディアをめぐる所有規制は、1940年代から50年代にかけてそのアウトラインが成立した。ラジオやテレビなどの放送メディアは、その後、急速に発展していったが、所有規制自体はその後、30年に渡って基本的な枠組みが変化することはなかった。

### 3. ファウラー FCC委員長時代の規制緩和

1980年代には共和党のレーガン政権が誕生し、レーガノミックスと呼ばれる経済の自由化政策が進められるが、放送メディア分野においても、ファウラー（Mark Fowler）FCC委員長の下、公正原則（Fairness Doctrine）の廃止に代表される大幅な規制緩和が進行する。

#### （1）所有規制の全廃案の提示

1984年にFCCは所有規制の見直しを発表するが、その理由として、ラジオやテレビなどの地上放送局の急激な増加や、ケーブルテレビ（Cable Television）やMDS（Multipoint Distribution System）等の多チャンネル・メディアの登場によるメディア環境の変化を強調している。FCCは、現行の7局所

放送局及びラジオ・テレビ台数の推移

年	AM局数	FM局数	TV局数	ラジオ台数	TV台数
	放送実施局			単位：100万	
1930	612	—	—	13	—
1935	605	—	—	30	—
1940	814	—	—	51	—
1945	943	53	9	60	—
1950	2,086	733	97	80	6
1955	2,669	552	439	115	33
1960	3,398	688	573	156	55
1965	4,009	1,270	586	228	61
1970	4,269	2,476	872	303	84
1975	4,432	3,353	952	413	120
1980	4,558	4,190	1,013	456	150
1985	4,754	4,888	1,194	489	180
1990	4,966	5,665	1,436	533	210
1995	4,923	6,778	1,520	—	—
2000	4,783	7,832	1,616	—	—

\*ラジオは、1950年に全米全世帯の96%に普及。

\*テレビは1950年で13%、1955年で68%、1990年で98%に普及。

出所:Broadcasting & Cable Yearbook 2001.Reed Elsevier Inc.

上原 伸元

有規制体制に変わる新たな「規則制定案告示 (NPRM)」の発表と、その後のパブリック・コメントを踏まえ、1990年に所有規制を全廃する方針を発表する<sup>4</sup>。しかし、大幅な規制緩和による市場の混乱に配慮し、新制度への移行期間として、全ての放送局の所有を12局に緩和することを決定した。また、ドーソン (Dawson) FCC委員の提案に基づいて、国内のテレビ局所有に関しては、全米テレビ所有世帯の25%のカバレッジに留める規制を新たに追加することになった。

## (2) 検討された議論

FCCは新規則制定に当たって、放送メディアの多様性は、全国及びローカル市場の何れにおいても、ケーブルテレビなどの多チャンネル・メディアや、新聞・雑誌などの印刷メディアも含めると多様性を十分に確保していると判断していた。

また、国内全体での放送局所有の寡占と、ローカル市場における言論の多様性の問題とは明確な因果関係はなく、全国レベルでの所有規制の撤廃は、言論の多様性を損なう危険性はほとんどないと結論づけたのである。

さらに所有規制の緩和による放送局のグループ化 (寡占) の進行については、メディア・グループやネットワークによる言論支配の確証の不十分さや、ローカル・ニュースへの介入の可能性の低さに言及しており、逆にグループ化に伴う経営合理化や人的資源の強化による放送サービス向上の可能性に言及している。

## 【所有規制の推移】

1984年12月 ファウラー FCC委員長は規制緩和政策の一部として、FCCは従来の所有規制 (テレビ局は5局、AM局は7局、FM局は7局) を、1990年に全廃するための移行期間として、新所有規制 (テレビ局が12局/UHF局を含まず、AM局は12局、FM局は12局) を提案。

1985年4月 新所有規制 (テレビ局は12局/UHF局を含まず、AM局は12局、FM局は12局) が発効。また、政策の再考の結果、所有テレビ局数を全米テレビ所有世帯の25%のカバレッジ以内とする規則が新たに追加され、所有規制に関する1990年の全廃方針は最終

<sup>4</sup> *Ibid.*, p.183.

的に撤回された。さらにUHF局はVHF局の1/2として算定されることになり、テレビ局の所有は14局まで認められることになった（内2局はマイノリティによる運営を義務づけ）。

1980年代に実施された所有規制の緩和は、経済分野の自由化と技術発展に伴うケーブルテレビ等の多チャンネル・メディアの登場を背景に進められたが、1980年代に制定された所有規制は、1990年代に急速に発展した情報通信産業と歩を揃える形で、さらに規制緩和が進められることになる。

#### 4. 「1996電気通信法」の成立と規制緩和

民主党のクリントン政権時の1996年2月に「1996年電気通信法」が成立した。情報通信産業の発展を目指して制定された同法と歩を合わせる形で競争環境の整備が進み、放送メディアの所有規制に関してもさらに見直しが行われることになった。

その結果、テレビ局の複数所有規制は、ローカル市場における複数所有規制を除いて廃止され、全国カバレッジでの所有規制<sup>5</sup>となった。また、ラジオ局の複数所有規制はローカル市場を除いて廃止された。なお、同法はFCCに対して「2年ごとの規制の見直し（*Biennial Regulatory Review*）」を規定しており、所有規制についても2年ごとに検討が行われることになった。「1996年電気通信法」の成立以降に議論となった所有規制は以下のとおりである。

##### (1) 新聞／放送相互所有規則

同一地域内における日刊紙と放送局の所有を禁止する規則である。FCCは1998 *Biennial Regulatory Review Report*で検討を行ったものの、地域レベルで新聞社や放送局に代わる地域メディアは存在しないとして、公共の利益の観点から規制維持を決定した。しかし、地方テレビ局や地方新聞社は、経営合理化の観点から規制緩和を支持していた。

##### (2) 全国カバレッジによるテレビ局所有規則

この問題はテレビネットワーク局<sup>6</sup>と地方テレビ局の間に大きな利害対立

<sup>5</sup> 1事業者により、全米テレビ所有世帯の35%までのテレビ局の所有が可能となった。

<sup>6</sup> ABC、NBC、CBS、Fox等に代表される放送送信のみならず、番組制作を行い、全米各放送局に番組供給を行う放送事業者。

テレビグループのランキング

ランキング	グループ名	視聴世帯
1	Viacom	39.5%
2	Fox	38.1%
3	Paxson	33.7%
4	NBC	30.4%
5	Tribune	28.7%
6	ABC	23.8%
7	Univision	21.0%
8	Gannett	17.5%
9	Hearst-Argyle	15.9%
10	Trinity	15.8%
11	Sinclair	15.0%
12	Belo	13.1%
13	Cox	10.1%
14	Clear Channel	8.7%
15	Pappas	8.1%

出所： *Broadcasting & Cable*, April 8 2002.

が存在する。ネットワーク局が所有規制（全米テレビ所有世帯の35%まで）の緩和と、自局によるカバレッジ拡大を志向しているのに対し、地方テレビ局は立場の弱体化を招くとして強く反対してきた。両者の対立を最も象徴的に反映しているのが、全米放送事業者連盟（National Association of Broadcasters: NAB）からの4大ネットワークの脱退であり、FCC規制をめぐる対立は、連邦控訴裁判所に持ち込まれることになった。

### （3）複数ネットワーク所有規則

テレビネットワーク局の複数所有が緩和された背景には、ケーブルテレビや衛星放送などの多チャンネル・メディアとの競争に対し、地上波の不利な状況を是正するという点と、4大ネットワーク（ABC、NBC、CBS、Fox）による新興ネットワーク（UPN、WB）の所有は、番組の多様性を損なう可能性は低いという認識がある<sup>7</sup>。

### （4）ケーブルテレビ／テレビ局相互所有規則

2002年2月の連邦控訴裁判判決により、ケーブルテレビ／テレビ相互所有規則を撤廃する方向でFCCは検討を行っているが、その一方で同一市場におけ

<sup>7</sup> ただし、4大ネットワーク間の合併は、競争と多様性の観点から問題があるとFCCはみている。

る多チャンネル映像番組配信事業者（Multi-channel Video Programming Distributor: MVPD）市場<sup>8</sup>を独占する可能性が高いだけに反対論も根強い。

ケーブルテレビの普及率及び加入者数の推移

年	テレビ所有世帯	ケーブル普及率	加入者数
1984-85	8,490万	48.9%	4,150万
1985-86	8,600万	48.5%	4,170万
1986-87	8,750万	50.4%	4,410万
1987-88	8,870万	54.3%	4,810万
1988-89	9,050万	57.5%	5,200万
1989-90	9,220万	60.6%	5,580万
1990-91	9,300万	62.9%	5,850万
1991-92	9,220万	64.8%	5,970万
1992-93	9,310万	65.7%	6,120万
1993-94	9,430万	65.9%	6,210万
1994-95	9,540万	66.8%	6,370万
1995-96	9,590万	68.1%	6,530万
1996-97	9,700万	69.6%	6,750万
1997-98	9,810万	77.3%	7,590万
1998-99	9,950万	78.5%	7,800万
1999-2000	10,090万	79.6%	8,030万
2000-2001	10,240万	81.8%	8,380万

出所：Broadcasting & Cable, April 29 2002.

### 【所有規制の推移】

1996年2月 「1996年電気通信法」の成立により、連邦議会は所有テレビ局数による規制を廃止。所有局数を全米のテレビ所有世帯の35%のカバレッジ以内に緩和し、「2年ごとの規制の見直し」を行うことになった。

1999年8月 ローカル市場における所有規制を改正し、ローカル市場（同一地域）において1事業者がテレビ局を2局所有することが可能になった（ただし、同一地域に8局のフルパワーのテレビ局が存在する場合のみ）。

10月 ケーブルテレビの所有規制を緩和。ケーブルテレビをMVPDの一部とした上で、従来の加入可能世帯数から加入者数に計算方式を変更した上で、30%を上限とした。

<sup>8</sup> ケーブルテレビや衛星放送等の地上波以外の多チャンネル・メディアを指す。

上原 伸元

- 2000年 5月 FCCは所有規制に関する見直しを実施し、全米テレビ局所有規制に関し、35%の維持を決定した。しかし、Foxが告訴し、最終的にFox、NBC、Viacom、Time Warnerの訴訟が一本化された。
- 2001年 6月 FCCはテレビネットワーク規制を緩和。4大ネットワーク（ABC、NBC、CBS、Fox）による新興ネットワーク（UPN、WB）の所有が可能に。
- 2002年 2月 連邦控訴裁判所は、ローカル市場におけるケーブルテレビ／テレビ局の相互所有規制及びテレビ所有規制の見直しを指示する判決を発表。

「1996年電気通信法」成立以降に実施された所有規制の緩和は、情報通信産業振興政策の下、放送メディア分野においても競争政策が強化されている点を示している。多チャンネル・メディアが高い普及率を示すメディア状況において、地上放送のみが厳格な規制を課される従来の制度は急速にその存在理由を失いつつあった。

## 5. パウエルFCC委員長による所有規制の緩和

2003年 6月、FCCはメディア所有に関する新規則を採択した。2003年に採択された新規則は、基本的には「1996年電気通信法」に規定された「2年ごとの規制の見直し」に基づいたものだが、FCCの歴史の中でも最も包括的な見直しの一つとされている。

こうした大幅な見直しが行われた背景には、先述のとおり、FCCのメディア所有規制をめぐる政策が、多チャンネル・メディアに代表されるメディア市場の急激な変化に対応していないとして、放送事業者から批判されてきた現状がある。

### (1) ローカル市場におけるテレビ局所有規制の緩和

FCCはローカル市場における従来のテレビ局複数所有規制は、多様性の実現及び競争促進の観点から再検討の必要があると判断し、一定の条件下<sup>9</sup>で、従来の所有の上限である2局から3局に緩和した。

### (2) 全米カバレッジによるテレビ局所有規制の緩和

全国レベルでの所有規制に関しても、従来の35%から45%に緩和したが、

その背景には、連邦控訴裁判所判決の影響や、大手メディア・グループが既に35%を越えてテレビ局を所有しているという現状がある。FCCは、全米レベルにおける所有規制の存在は、地方テレビ局が系列ネットワークを選択する際の優位性維持や、ローカリズムの実現に貢献しているとみるが、その一方で現行の規制数値（35%）は、ローカリズムと市場競争という両者のバランスを考慮する際に適切な数値ではないという判断を下した。

### （3）相互所有規制の緩和

これまでローカル市場において禁止されてきた新聞社－放送局/ラジオ局－テレビ局間の相互所有規制の禁止規則に代わり、相互所有の上限規則（Cross-Media Limits: CML）が導入されることになった。FCCは規則改正の根拠として、都市部のニュース・メディアの多様性や、各メディア間競争の進展をあげているが、特定事業者によるローカル市場の独占を防止するため、多様性の問題に慎重な配慮を示した規則となっている<sup>10</sup>。

### 【所有規制の推移】

2003年6月 FCCが新メディア所有規制を採択。

9月 連邦控訴裁判所が新規規則の施行停止を命じる判決を下す。

11月 連邦議会上院において全国カバレッジによるテレビ局の所有規制を新規規則の45%から39%に引き下げる修正条項が成立。

2004年6月 連邦控訴裁判所がFCCに対し、新規規則の見直しを求める判決を

---

<sup>9</sup> ・5局以上のテレビ局がある都市では、1事業者によってテレビ局2局の所有が可能（ただし、同市場の視聴率で上位4位までのテレビ局の所有は1局のみ）。

・18局以上のテレビ局がある都市では、1事業者によってテレビ局3局の所有が可能（ただし、同市場の視聴率で上位4位までのテレビ局の所有は1局のみ）。

・所有テレビ局は、商業局、非商業局の両方が算定される。

・11局以下のテレビ局しかない都市で、同市場の視聴率で上位4位以内に位置するテレビ局同士が合併を希望する場合は、FCCが事実ごとに検討した上で判断を下す。

<sup>10</sup> ・3局以下のテレビ局しかない都市では、テレビ局、ラジオ局、新聞社の相互所有は認められない。

・4～8局のテレビ局がある都市では、以下の条件で相互所有が認められる。

①日刊紙が1紙、テレビ局が1局、ラジオ局が所有規制の上限の半分（ローカル市場におけるラジオ局所有の上限が6局なら3局まで）。

②日刊紙が1紙、ラジオ局が所有規制の上限（テレビ局は含まず）。

③テレビ局が2局（ローカル市場におけるテレビ局の複数所有が認められる都市の場合）、ラジオ局が所有規制の上限（日刊紙は含まず）。

なお、テレビ局が9局以上の都市は、新聞社－放送局、ラジオ局－テレビ局の相互所有禁止規則を廃止。

下し、メディア所有規制の緩和は先送りに。

パウエルFCC委員長によって推進された所有規制の緩和は、多チャンネル・メディアに対する地上放送局の競争力の強化という側面が色濃く表れている。もはや、放送関連メディアは地上放送のみではなく、言論の多様性の問題に関しても、放送関連メディア市場全体で検討すべきだという認識が高まっているのである。

### おわりに

2003年6月に採択された新メディア所有規制は、ブッシュ大統領の共和党政権の下、規制緩和を押し進めるFCCの方針を色濃く反映した政策だったが、その一方で放送関連メディア市場における多様性を損なうという批判も根強く、放送事業者のみならず、様々な関係者の議論を巻き込んだ末に成立した規則である。

最終的には、2004年6月のフィラデルフィアの連邦控訴裁判所の見直し判決を受けて、2005年1月にFCCが連邦最高裁判所への上告を断念したことで規制緩和は仕切り直しとなったが、Permissivism的な制度とみなされがちな米国の放送メディア政策においても、言論の多様性の問題をめぐっては、慎重な議論が展開されていることを如実に示す結果となった。

### 【参考文献・資料】

- 古城ゆかり (2002) 「米メディア業界の再編加速か」『放送研究と調査』2002年4月号
- 根岸 哲 (1980) 「アメリカにおける放送の集中化とその規制」『放送学研究』32号
- Head, Sydney W., Sterling, Christopher H., Schofield, Lemuel B., Spann, Thomas and McGregor, Michael A. (1998) *Broadcasting in America*, Houghton Mifflin Company.
- Ginsburg, Douglas H., Botein, Michael H. and Director, Mark D., (1991) *Regulation of the Electronic Mass Media*, West Publishing Co.
- Federal Communications Commission (2000) *Biennial Regulatory Review 2000 Staff Report*, September 18, 2000.

[付記] 同論文は、日本マス・コミュニケーション学会・2002年度春季大会（新潟大学）の発表原稿を基に加筆修正を行ったものである。